

3 難民認定制度を濫用したと思われる事例

【事例 1】

申請者は、199X年4月、A空港から「短期滞在(90日)」の上陸許可を受け本邦に入国後、不法残留となったものであるが、「人種」、「宗教」を理由に3回目の難民認定申請を行い、不認定処分後の20YY年8月、異議申立てを行った。

申請者は、難民事業本部から保護費を受給していたが、実際には生活に困窮しておらず、不正に保護費を受給していたことが判明し、詐欺容疑により警察に逮捕され、その後、執行猶予判決を受け、20ZZ年6月、B入国管理局に收容された。

收容後、申請者は日本に来たのは稼働目的であり、実際には難民ではないので、本国に帰国しても迫害を受けるおそれはないとして、異議申立てを取り下げ、本国に強制送還された。

【事例 2】

申請者は、20XX年3月、他人名義旅券を行使して本邦に不法入国し、入国後9年以上が経過した後に難民認定申請を行ったが、20YY年4月、難民不認定処分となり、同月、同処分に対する異議申立てを行った。

申請者は、難民認定申請時には、本国において野党の支援活動に従事していたため対立政党から危害を受ける等の申立てを行っていたが、異議申立手続において、同国人の友人から難民認定申請をすれば在留資格を得られる旨聞き、友人から紹介されたブローカーに金銭を支払って難民認定申請に及んだこと、友人を介して本国から虚偽の内容が記載された書類を取り寄せるなどして虚偽の主張をしたこと、本国に帰国しても迫害を受けるおそれはないことを自ら認めるに至ったことから、20ZZ年10月、異議申立てには理由がない旨の決定がなされた。

【事例 3】

申請者は、20XX年6月、A空港から「留学(1年)」の上陸許可を受け本邦に

入国後、B専門学校を卒業し、就職活動のための在留資格変更許可申請に及んだものの、B専門学校での出席率に係る虚偽文書を提出したことが判明するなどしたため、同申請は不許可となり、出国準備期間として「短期滞在（30日）」が付与された。

申請者は当該出国準備期間中の20YY年8月、本国において家族全員がC政党の支持者であるところ、政治的意見の対立から、対立政党であるD政党のメンバーから嫌がらせを受けているため、自身が帰国すれば、命を落とす危険があるとして難民認定申請を行った。

同年11月、申請者は「日本にいても仕事がなく、生活が苦しい。このまま日本にいるよりも帰国したい。（政治的意見を理由とした申立てについては）都市部に行けば問題なく生活できる。」旨供述し、難民認定申請を取り下げ、翌月に本国向け出国した。